

第3次千葉市消費生活基本計画(案)の体系(修正)

7つの消費者の権利(千葉市消費生活条例)
① 消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利
② 商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利
③ 適正な環境の下で取引を行う権利
④ 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利
⑤ 消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利
⑥ 消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利
⑦ 自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利

第3次千葉市消費生活基本計画(案)
1__消費生活の安全・安心の確保 (1)食品の安全性の確保 (2)住まいの安全性の確保 (3)商品・サービスの安全性の確保 (4)関係機関との連携
2__適正な取引環境の確保 (1)適正な表示の推進 (2)適正な計量の推進 (3)生活関連商品の調査、安定供給
3__相談による消費者被害の救済 (1)消費者被害の救済 (2)相談体制の強化 (3)関係機関との連携
4__自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画) (1)消費者被害防止のための教育 (2)自立した消費者になるための教育 (3)事業者及び事業所への教育 (4)担い手の育成・支援

第2次千葉市消費生活基本計画
1__消費生活の安全・安心の確保 (1)商品、サービスの安全・安心の確保 (2)適正な取引環境の確保 (3)事業者に対する指導
2__消費者被害の防止及び救済 (1)消費者被害の防止 (2)消費生活相談窓口の機能強化
3__消費者の年齢その他の特性に対する配慮 (1)高齢者、障害者、若年者に対する支援
4__消費者の自立支援 (1)学習機会の拡充 (2)環境に配慮した消費生活の推進
5__複雑・多様化する社会への対応 (1)インターネットトラブルへの対応
千葉市消費者教育推進計画
1__消費者被害防止のための教育
2__自立した消費者になるための教育
3__事業者及び事業所への教育
4__担い手の育成・支援

